

令和4年度 インボイス制度研修及び経営相談会開催要領

1 目的

令和5年10月から適格請求書保存方式(インボイス)制度が施行されることに伴って、登録を受けた事業者が発行する「適格請求書」の保存が仕入税額控除の要件となっている。この適格請求書は消費税課税事業者のみが発行できるため、適格請求書が発行できない免税事業者は、今の取引先から取引を避けられる可能性があります。

このため、制度の概要から実務まで対応方法をわかりやすく税理士から講義頂きます。また、研修後は経営継承や法人化などの個別相談(3戸程度)を行い経営発展を支援します。

2 主催者 大隅地域振興局農政普及課
かごしま農業経営・就農支援センター

3 対象 農業者・法人経営者
(鹿屋市・垂水市・東串良町・肝付町・錦江町・南大隅町の在住者)

4 日時 令和4年12月8日(木) 研修会; 13時30分~14時55分
*個別相談; 15時00分~16時00分(3戸程度)

*研修会は14:55に閉会し、その後、個別相談の対象農家とその関係者のみ残って1戸ずつ税理士と個別相談を行います。

5 場所

研修会: 鹿屋市中央公民館 2階 視聴覚室2 (鹿屋市北田町11103番)
個別相談: 鹿屋市中央公民館 2階 第3講座室 (鹿屋市北田町11103番)

駐車場は公民館の駐車場だけでは足りないのので、文化会館駐車場もお使いください。

6 研修会(講師: 税理士法人森会計 川路卓朗税理士): 13時30分~14時55分

- (1) インボイス制度とは
- (2) 農家への影響と対策

7 個別相談(3戸程度): 15時00分~16時00分

※個別相談を希望する方は、その旨を出席報告と合わせて報告してください

※個別相談を希望する方は、当日に直近の決算書写しを持参してください

8 出席申し込みについて

別紙「申込書」を最寄りの市町農政担当課若しくは大隅地域振興局農政普及課へ提出してください。

9 申込期限

令和4年11月24日(木)まで